

平成十一年法律第二百号
独立行政法人経済産業研究所法

目次

第一章 総則（第一条～第六条）
第二章 役員及び職員（第七条～第十二条）
第三章 業務等（第十二条～第十三条）
第四章 雑則（第十四条）
第五章 罰則（第十五条・第十六条）
附則 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人経済産業研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人経済産業研究所とする。

第三条 独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することを目的とする。

第四条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。研究所は、通則法第二条第一項に規定する中期目標管理法人とする。

第五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができる。

第六条 研究所は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額を資本金とし、又はその出資額により資本金を増加するものとする。（名称の使用制限）

第二章 役員及び職員（役員）

第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。（理事の職務及び権限等）

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

第九条 理事は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

第十条 通則法第二十二条の規定にかかるわらず、教育公務員で政令で定めるものは、理事長又は理事となることができる。

第十一条 通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人経済産業研究所法第十条第一項」とする。（役員及び職員の地位）

第十二条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用にならなければ、財務大臣に協議しなければならない。

第十三条 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第十六条 第十三条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

第十七条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第十八条 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。（株式等の取得及び保有）

第十九条 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第一号）施行期日

（職員の引継ぎ等）

第五条の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行なうことができる。

第六条 研究所の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成員の日において、研究所の職員となるものとする。

第七条 前条の規定により研究所の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定により国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことみなす。

第八条 研究所の職員を同項に規定する特別職としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことみなす。

第九条 前条の規定により研究所の職員となつた者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成員の日において、研究所の職員となるものとする。

第十条 研究所は、前項の規定の適用を受けた研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十一条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十二条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十三条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十四条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十五条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十六条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十七条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十八条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十九条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二十条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二十一条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二十二条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二十三条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二十四条 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二条 研究所の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成員の日において、研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により研究所の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定により国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことみなす。

第四条 附則第二条の規定により経済産業省の職員が、研究所の職員となる場合には、その者に対する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

第五条 研究所は、前項の規定の適用を受けた研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

第六条 研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いた在職期間におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、その者の研究所の職員としての在職期間と同様に規定する職員としての在職期間とみなす。ただし、その者が引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第七条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第八条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第九条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十一条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十二条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十三条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十四条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十五条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十六条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十七条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十八条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十九条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第二十条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第二十一条 研究所は、研究所の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する

第五条 第二条の規定により研究所の職員と額を退職手当として支給するものとする。

なつた者であつて、研究所の成立の日の前日に
おいて経済産業大臣又はその委任を受けた者か
ら児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

第七条 研究所の成立の際、第十二条に規定する業務に關し、現に國が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時ににおいて研究所が承継する。
(国有財産の無償使用)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後につきした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

く政令を含む)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。(以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日ころ、(元)社員手当又は同付割り第6条第一

日本において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この條において「特例給付等」という。）

(名称の使用制限に関する経過措置) 金銭等に規定する政令で定める部局や機関であると認定するため、政令で定められた有形財産であつて、政令で定めることにより、研究室が無償で使用させ供するため、研究所に無償で使用させることができる。

（その他の経過措置の政令等への委任）
第十三条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人
事院の所掌する事項については、人事院規則)
で定める。

第九条 この法律の施行の際に経済産業研究所という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一條 附則第二条から前条までに定めるものの (政令への委任)

ほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政

附 則
(平成一二年五月二六日法律第八
令で定める。)

(施行期日) 四号抄

第一条 この法律は平成十二年六月一日から施行する。

(施行期日) 七月三日 沿行第 二
七号 抄

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六

号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十八条 二の法律の施行前二の法律による
（処分等の効力）
条の規定 公布の日

第二八条 この法律の施行前にこの法律に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、

手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含

む。以下この条において「新法令」という。()に相当の規定があるものは、法律(これに基づ

第六条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法第八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により研究所に引き継がれる者は、研究所の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

（施行期日）
附 則（平成二六年六月一三日法律第六
行する。）この法律は、平成十二年六月一日から施
（施行期日）
（七号）抄
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部
を改正する法律（平成二十六年法律第六十六
号。以下「通則法改正法」という。）の施行の
日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規
定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十
一条の規定 公布の日
(処分等の効力)
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正
改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を
含む。）の規定によつしてした又はすべき処分、
手続その他の行為であつてこの法律による改正